

平成26年度(前期分)腎臓疾患者 福祉給付金のお知らせ

腎臓機能障害による身体障害者手帳所持者で、夜間に人工透析治療を受けている人に対して、通院に伴う交通費の一部を助成します。

受給資格

- イ 就労などにより夜間(原則午後5時以降)の人工透析治療回数がひと月5回以上におよぶ人で、通院距離(自宅から医療機関までの距離)または通院費用が次のアからウのいずれかに該当する人
- ア 自家用車での通院距離が片道10km以上の人
- ウ タクシーでの通院で領収証に基づき1か月2,000円以上負担した人
- エ 公共交通機関での通院で1か月2,000円以上の運賃を負担した人
- ※ただし、次のいずれかに該当する人は対象外です

申請方法

窓口で申請(申請書は窓口で配布)

受付期限
10月1日(水)

給付対象月

平成26年4月～9月(前期分)

給付金額
月額2,000円

③入院中の人の受給資格

- ①生活保護法による保護の適用者で、通院に伴う移送費が支給される人
- ②ほかの法令により通院に伴う移送費が支給される人

申請問
福祉課障害者福祉係
(東別館1階)
☎72-2111内線442
〒838-0198
小郡市小郡255-1

平成27年度就学児童健康診断

対象

平成20年4月2日～平成21年4月1日の間に生まれた未就学児

※案内のはがきを9月下旬～10月上旬に郵送します

時間

午後1時30分～2時30分

(受付は、午後2時までに済ませてください)

※お子さんの小学校就学に際して、相談(特別支援など)がありましたら、事前にご連絡ください

問教務課教務係
(西別館3階)
☎72-2111内線512、514

